日額又は時間で給料を定めるパートタイム技能労務会計年度任用職員の令和５年４月１日から同年12月31日までの間における給料及び期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

令和６年３月13日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第21号

日額又は時間で給料を定めるパートタイム技能労務会計年度任用職員の令和５年４月１日から同年12月31日までの間における給料及び期末手当の特例に関する規則

宍粟市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和５年宍粟市規則第50号）附則第４項の規定により従前の例によることとされたパートタイム技能労務会計年度任用職員（以下「対象職員」という。）の令和５年４月１日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料及び期末手当の額は、同規則第１条の規定による改正後の宍粟市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年宍粟市規則第11号）のそれぞれに関する規定により算定した額とする。ただし、宍粟市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則に基づく期末手当を特例期間に支給されていない者の給料及び期末手当の額は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（規則の失効）

２　この規則は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。ただし、特例期間における対象職員の給料及び期末手当については、同日後もなおその効力を有する。

（給料等の内払）

３　この規則の規定を適用する場合においては、この規則の公布の日前に宍粟市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則に基づき支給された給料及び期末手当は、この規則の規定による給料及び期末手当のそれぞれの内払とみなす。